別表第十七（第八十六条の十九関係）（平21防省令13・追加、平30防省令２・令元防省令４・一部改正）

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

（防衛大臣／陸上総隊司令官等）　印

処分取消要請書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）　第103条第１項本文／第103条第２項／第103条第３項／第103条第４項／第103条の２第１項／第103条の２第２項　の規定に基づく処分要請書（文書番号。発簡年月日）に係る処分について、次のとおり処分の取消しを要請する。

内　　容	
事　　由	
連絡先	
備　　考	

備考：用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

都道府県知事に対して処分の取消しを要請する場合としては、次の例が挙げられる。

1　処分の内容に変更があつた場合（物資の収用を除く。）

⑴　ある病院のＡ棟を管理するという内容を予定していたところ、これをＢ棟の管理に変更とするとした場合、Ａ棟に対して取消し、Ｂ棟について新たな処分となる。

⑵　医療に従事することを命ずる者として医師５人、看護師４人及び臨床検査技師１人を予定していたところ、実際には、医師２人のみが業務に従事することに変更とするとした場合、医師３人、看護師４人及び臨床検査技師１人について取消しとなる。

⑶　ある土地、家屋、物資について、終了の期日があらかじめ決定していない場合で、使用の開始から一定の期間後の特定した日までの間使用することを予定していたところ、実際には、特定した日より前の日までの使用に変更とするとした場合、期間を短縮するため、当該使用について一部取消しとなる。

2　処分の内容に変更があつた場合で、公用令書の交付と実際の収用との時間に差がある場合（物資の収用に限る。）

原則として物資の収用時に公用令書を交付するため、公用取消令書の交付は想定されないが、実際には交付と収用が同時に行われず、公用令書の交付後に当該物資の全部又は一部について収用する必要がなくなる場合が考えられる。この場合、所有者の保護の観点から、物資の収用に係る公用取消令書を交付する必要が生じることとなる。

なお、物資の収用により国が取得した物品については、物品管理法等の会計法令上の手続が適用され、余剰物品が生じたとしても返還等の措置を取り得ないことから、返還等の措置の前提となる公用取消令書は交付されない。